

第 7 回持続可能な調達ワーキンググループ 議事録

■日 時：2022 年 12 月 2 日（金）13 時 00 分～15 時 30 分

■場 所：ウェブ会議システムによるオンライン開催

■出席委員：（五十音順・敬称略）

委員長：加賀谷哲之

委 員：有川真理子、井尻雅之、岡本圭司、門田隆司、崎田裕子、高橋大祐、
富田秀実

■議 事：

・持続可能性に配慮した調達コード改定案（農・畜・水産物、パーム油個別基準追加等）について

加賀谷委員長 まず、事務局から持続可能性に配慮した調達コードの改定案に関してご説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 博覧会協会の黒川でございます。資料 7-2-1 ににつきましてご説明させていただきます。食品関連調達コードの策定に向けましては、前回の調達ワーキンググループで事務局案をお示しさせていただき、委員の皆様から多くのご意見を頂戴いたしました。本日はこちらの資料に、委員の皆様からいただいた主なご意見とその対応案をまとめておりますのでご説明させていただきます。

1 ページ目は、食品関連調達コードの共通に記載しておりました「対象外の扱い、調達結果の公開」でございます。前回の事務局案では、東京 2020 大会の持続可能性大会後報告書に、「必要量の供給確実性等から、認証等のあるものの調達が困難な場合が一部あった」、「緊急に追加調達する必要から、認証の有無を確認できないものもあった」等の記載があったことから、万博では、事業者事前に対象を分かりやすく伝えるために、予め対象外となる項目を記載する案をご提示しましたが、委員のみならず、左側の 1 番の記載のように、「対象外を設けることで、抜け道になる」、2 番のように「調達量が多い、短期的なという表現は、人によって判断が分かれる」、また、3 番以降のように「調達コードで定めた認証品を全量調達することが難しいことは理解できるが、結果を報告してもらうだけでなく、事前に最大限努力する計画を提出してもらうことも必要」等のご意見を頂戴しました。これらのご意見を踏まえ、右側のような対応案を検討いたしました。まず、飲食サービスに使用される食品に関しては、調達コードの対象外となるサプライヤー等は設けず、全てのサプライヤー等に調達コードの遵守を求めることにしたいと考えています。そして、食品を扱うサプライヤー等は、協会が求める調達に関する計画と結果を報告いただくことを考えています。内容としては、東京 2020 大会での食品関連調達コードにおいて、保存しておくべき情報として解説に記載されていた項目も参考にし、各物品別の生鮮品の全調達量、そのうち調達可能としている認証品等の量、その他の量。また、調達基準に示した認証品等が調達できない場合には、その量と理由、そして、万博で各物品の調達に際して求めている要件の遵守に向けた取組などを考えております。また、サプライヤー等からこの計画を提出してもらったら終わりではなく、協会は提出された計画を確認し、認証品等の比率が低い計画のサプライヤー等に対しては、認証品等の調達に向けた取組が進むよう協議を行い、サプライヤー等の認証品等の比率を高めるように努力したいと考えています。このような活動を通じて、持続可能性に配慮した調達が、浸透していくよう取り組みたいと考えています。サプライヤー等が提出した計画や結果については、とりまとめて公表したいと考えています。

続きまして 2 ページ目でございます。こちら人権に関する意見を多く頂戴いたしました。それぞれの対応を記載しております。7 番につきましては、昨今労働における人権への関心度や懸念の高まりから、ご指摘を頂戴いたしました。農産物だけではなく畜産物や水産物においても人権保護の観点を加えたいと考えております。9 番から 11 番につきましては経産省様の人権デュー・ディリジェンスの記載追加について多くの意見を頂戴いたしました。人権デュー・ディリジェンスにつきましては食品関連以外の全ての物品に関わりますので共通部分に記載したいと考えております。

3 ページ目でございます。12 番の認証の扱いにつきましては、東京 2020 大会では各認証は要件を満たしているものとして記載されておりましたが、「適合度が高い」という表現の方が適しているというご指摘を受けまして、木材同様に、「適合度が高いものを原則認める」としております。なお、認証品であっても必ずしも求める要件を 100%担保できるものではないという意見もありましたため、原則と記載し、もし認証品の中でも、通報受付窓口に通報いただいたもの等は、要件を満たしているかしっかり確認する必要があると考えております。

13 番から 15 番につきましては、推奨基準の記載に関するご意見でした。前回の事務局案では、推奨される物品の調達に取り組むサプライヤーを少しでも増やしたい、その取組を広げたいという思いを込めまして、「1%以上」と記載をしましたが、委員の皆様からは、小さい数値を書くことで「そこまでしかやらないのか」、またサプライヤー等から「記載された数値以上は取り組まなくてもいいのではないか」等と思われるような懸念など、総じてマイナスの影響の方が大きいというご指摘を受けましたので、数値の記載ではなく「最大限」と修正しております。

また、農産物につきましては 16 番、大豆の認証でございます。こちらは東京 2020 大会での組織委員会が認める認証としても大豆の認証は扱っておられましたので、万博でも同様の対応を行うことで大豆の持続可能性に関しても国際社会へのシグナルが出せるのではないかと考えています。

続いて 4 ページ目でございます。畜産物に関して、18 番ではアニマルウェルフェアに関して十分な記載になっていないのご指摘がございました。最低限の基準としては国際基準である OIE 基準が妥当と考えている一方、推奨基準につきましては、アニマルウェルフェアの国際的な動向を踏まえつつ、博覧会協会が認める認証を取り入れることで、万博では最低限の担保とチャレンジングな取組の両方が行われるようにしたいと考えているところです。

水産物につきましては、20 番から 22 番につきまして、委員の皆様からのご意見や東京 2020 大会での調達コードに関する指摘なども踏まえまして、調達コードに明記するものは GSSI の承認を得ているものとしてと考えております。また、GSSI の承認を受けているものは多くございますので、調達コードに記載するものは国内で認証品の流通が多い MEL の ver.2、MSC、ASC としております。記載外の認証につきましては、東京 2020 大会同様に、個別の申請があれば判断していくとしております。

5 ページ目でございます。水産物の続きになります。23 番、24 番の法律名の記載等につきましては、注釈に記載することや、サプライヤー等への説明会で具体的な説明を行い、周知したいと考えております。なお、パーム油につきましては、他の認証と比べますと認証自体がどうなのかというご指摘もございますので、認証油であればそのまま調達すれば良いとするのではなく、デュー・ディリジェンスの考え方からサプライヤー等が納入業者やメーカーに持続可能性に配慮されたパーム油かどうかを確認することとしたいと考えております。パーム油の 3 つの認証については、東京 2020 大会での調達コード策定時にも相当な議論がなされたとお聞きしております。ISPO、MSPO が調達コードに記載された経緯や、認証がない油と比べると ISPO、MSPO、RSPO 認証は相対的に持続可能性が高いと考えられることから、この 3 つを最低限の基準としたいと考えて

います。他方、推奨基準につきましては、その中でも相対的に持続可能性が高いと言われる RSPO の SG、IP 等としてはどうかと考えているところです。なお、27 番につきましては、ドバイ万博では全事業者に遵守を求めるという基準はございませんでしたけれども、大阪・関西万博では最低限の基準として認証油を使うことを求めているという点、また、推奨においては RSPO ではなく、RSPO の中でもさらにトレーサビリティが相対的に高い SG、IP 等を最大限調達することとしたいと考えているところから、ドバイ万博よりもさらに一歩進んだ内容になっていると考えております。

その他の意見でございます。28 番目で食品ロスに関して、調達段階でも考えてもらうためにも調達コードの中に記載すべきとのご意見につきましてはご尤もかと思っておりますので、食品関連の調達コードの全てに食品ロスにも配慮して調達することと記載をしたいと考えております。

最後に、29 番万博のロゴの製品につきましては、我々としても、重点的にしっかりと確認すべきだと考えておりますので、協会から積極的に遵守状況を確認するなど、担保に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

以上のようなご意見への対応案等をもとに、6 ページから 18 ページまでは、各基準に具体的に文言として落としたものを、記載させていただいております。読み上げませんけれども、赤字は東京 2020 大会との主な相違点、下線部は前回の事務局案からの主な変更点となっております。

19 ページ目でございます。こちら今までご説明させていただきましたものをまとめている表になります。大阪・関西万博における食品関連調達コードにつきまして、東京 2020 大会から、持続可能性の観点で運用も含めて、さらに進化させた点を記載しております。参考として御覧いただければと思います。

20 ページ目の今後の予定ですけれども、後ほどご説明させていただきますが少し流動的になっておりますのでこちら資料の説明は割愛させていただきます。なお、資料 7-3 につきましては前回の事務局案から主に変更したところを赤字（下線部が追加、一重取り消し線が削除）で説明した資料となっております。参考資料 7-2 は、その修正反映版となっておりますが、本日は説明を割愛させていただきます。私からの説明は以上でございます。続きまして永見から説明いたします。

事務局 持続可能性部長の永見と申します。よろしくお願いいたします。引き続きまして資料 7-2-2 をご説明差し上げます。通常であれば、先ほど黒川からご説明差し上げたものを関係するステークホルダーの皆様と調整をしてそれを基に皆様にご議論いただくという段取りが適切でありますけれども、大変申し訳ありませんが、本改定案については私どもの調整不足もございまして、行政との調整が未了となっている部分がございます。具体的には農水省から資料 7-2-2 として修正案を頂戴しておりまして、こちらについて農水省からその理由についてメモをいただいておりますので読ませていただきます。

まず、農産物の 7、畜産物の 5、水産物の 7 についてのご意見で、国産農産物をもっと推奨すべきではないかというところについてです。「前段で触れている温室効果ガスの排出量の削減努力等の観点から鑑みると、国産食材の選択が推奨されるべきものと考えており、可能な限り優先的に国産農産物を選択すべきとする視点を明記すべきである」と考える。また、調達コードにおいては共通基準の「5.7 地域経済の活性化」、資料 7-3 の 13 ページにおいても、開催国内で地域の農林水産事業者の受注機会の確保や開催国内で持続可能性を踏まえて生産された商品の利用に配慮すべきと明記されているところであり、個別の調達基準に国産農産物を優先的に選択すべき点を明記しても、その考え方に矛盾が生じるものではないと考える。なお、昨年開催された東京オリンピック・パラリンピックの調達コードにおいても、同様の記載があった。また、持続可能性以外の観点として、政府としても、農林水産業・地域の活力創造プランや農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略等において、国産農林水産物の安定供給や輸出拡大、和食や食文化の理解普

及を推進しているところであり、自国開催のメリットも最大限活用し、日本国内のみならず多くの国から外国人が訪問する万博の機会を通じて、日本の食文化や国産農林水産物を内外に発信し、これら施策に活用することが重要であると考えます。さらに、第 5 回の本ワーキンググループにおいて東京大学大学院の中嶋教授からも、できる限り、国産の農産物の供給といったものを目指すべきではないか等の意見もあったものと承知しており、以上の観点も踏まえて検討いただきたい。」とのご意見です。なお、参加国にまでこれを適用することが困難なことは農水省にもご認識いただいております。

次は水産の 5 のところのご意見になります。具体的にはマグロやウナギに関連したところでございますが、「メバチ及びミナミマグロについては、マグロ類の資源管理を行うために設けられた国際漁業管理機関により管理され、資源状況も年々改善されております。一方で IUCN による指定は、指定以降、魚種ごとの資源状況を的確に反映する作業を実施していないため、実際の資源状況と異なるものとなっています。これらのマグロ種はいずれも、現在の資源は健全な状況にあり、調達対象から外すのは適切でないと考えております。水産資源については、乱獲により枯渇されることなく持続的に利用できるよう国連海洋法条約第 61 条 3 に基づき、最大持続生産量（Maximum Sustainable Yield: MSY）を達成する状態、MSY 水準に資源を維持することを目標に資源管理が実施されております。マグロ類については、海洋を広く回遊する性質があるため、同条約の規定に基づき、その沿岸国及び漁獲に関係する複数の国等が、海域ごとに国際機関を作り、最新の科学的な資源評価に基づいて、漁獲量規制などの適切な措置を決定し実施することにより管理されています。こうした地域漁業管理機関の評価において、メバチは、いずれの海域においても MSY 水準並みかそれ以上の資源量があります。また、ミナミマグロは、MSY 水準の約 75%の資源量で、かつ、増加傾向にありますので、絶滅を危惧するような状況にはありません。IUCN の科学的合理性に乏しい絶滅危惧種の評価に基づき、これらの適正な国際管理の下にあるマグロ類を万博で調達不可とすることは、水産資源の管理に関する国際的な基本理念や、長年にわたる関係国の資源管理の努力と成果を無視することになるため、不適切であると考えます。また、ウナギについては、ウナギ資源の減少要因がどのように寄与しているか評価困難であるため、予防原則に従って管理を実施しています。ニホンウナギを利用する日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイ（台湾）の関係国間で国際的な資源管理に向けた協力を進めており当該管理枠組みの中で池入数量上限を取り決めているところです。国内においては、これらの関係国間の合意を適切に実施するため、内水面漁業振興法に基づきウナギ養殖を許可制とし、個別の養殖場毎に池入数量を制限する等管理を行っているところです。また、加工場等において、トレーサビリティに取り組んでいるため、ウナギ種はいずれも調達対象から外すのは適切ではないと考えております。」

そして最後のパーム油の 5、推奨基準の提示に関する意見です。「マレーシア政府が設定している MSPO やインドネシア政府が設定している ISPO については、東京オリンピックの検討委員会において、基準としての優劣だけでなく、国内農業に責任を有する各国政府による認証について、その実行可能性や現地の小農や家族経営体の環境保全水準や所得水準を基準以上に引き上げる公共的インフラとしての機能が強く評価されたものであると承知しています。マレーシア政府からの直接ヒアリングを踏まえたものと聞いています。こうした経緯を踏まえれば、大阪・関西万博においてコンセンサスが得られていない中で、東京オリンピックの調達コードと異なる基準を設定すべきではないと考えています。また、今回、大阪・関西万博において、民間認証である RSPO のみ優先して推奨とすれば、プレミアムの経費がかかり、食品の価格が高騰している中で、日本の消費者に更なる負担がかかることとなりますが、RSPO が優遇されるというコンセンサスが得られていない中で、RSPO を推奨パーム油と位置付けるべきではないと考えています。」こういった意見を頂戴しております。本日は農林水産省のご意見も踏まえて頂き、事務局で用意した案をご議論いただければと思っております。

ります。また、今後については、本日ご議論いただきご了解を得て意見募集に入ることを考えていたのですが、政府の意見も重く受け止めなければいけないと思っております。このため、今日のご議論を踏まえて事務局で農水省と再度調整をさせていただきたいと思っております。基本的には意見募集を延期して、次回のWGでは、農水省とも調整した案をご提示したいと思っております。その際に再度ご議論いただいて意見募集に出せる案を最終的に作成いただき、その後、意見募集をしたいと思っております。よろしくお願いします。

加賀谷委員長 それでは議論に移りたいと思います。確認をさせていただきたいのですが、本日ご提案された、最初にご説明をいただいた内容は、農水省からのご意見はいただいている状況ではあるものの、その農水省の意見を踏まえた上で事務局案として作っているが、調整はまだ終わっていない、と。調整は終わっていないので、その意味では事務局案に対して、例えば農水省のご意見を踏まえて、皆さんからのご意見をいただきたいという位置づけでよろしいでしょうか。

事務局 はい。よろしくお願いします。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。それでは、事務局からも説明がありました通り、農水省との調整が終わっていない箇所もありますので、またご意見をいただく場という形になっていますが、ぜひ今後、事務局と農水省が交渉するにあたって参考にさせていただきたいと思っておりますので、ご意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですが1人あたり3分くらいでご意見いただけますでしょうか。挙手機能を使っていただくか、あるいは動画をオンにさせていただくどちらでも大丈夫です。では崎田委員お願いできますか。

崎田委員 今の農林水産省からのご意見を踏まえて一言言わせていただきたいと思います。最初に農産物や畜産物等に関して、国産の推奨ということがありました。ご意見を伺い、改めて読み直したのですが、国産の推奨というのは強く言い切るの難しいのですが、そこをしっかり書いていくという作業を、東京2020大会の時には組織委員会が開催していた調達ワーキンググループの委員や事務局が苦労されたことは非常に印象深く記憶に残っております。そういう意味では、WTOの世界の貿易協定に抵触しないような配慮をしながら、輸送エネルギーによる温室効果ガスの増大に配慮する、あるいは、地域経済の活性化を目指すというようなことを丁寧に書きながら、国産品を推奨するということのある程度明確に入れておくというのは大事な方向性であると私も思います。

なお、いただいた訂正文の中に、「みどりの食料システム戦略にも配慮し」とございます。これに関して、政府の農業政策が大きく転換・明確になった戦略ですし、今年7月に新しく法律もスタートしていますので、ある程度こういうときに明確に入れておくことは大事な方向性かと思いました。ただし、みどりの食料システム戦略に資する取組を推進するというと、その中でのどこを強調しておられるのか等、読み手は様々なことを考えるのではないかと思いますので、この辺はもう少し何か具体的な項目、目標値、確か法律では化学肥料とか化学的なものをできるだけ少なくするとか、エネルギーを少なくするとかそういうところを目標値に入れていますので、そういうことを明記するのか、そこまでは言わないけれども、何を伝えようとしているのか、はっきりする等、何かもう一工夫あっても良いのかなと思いながら拝見しました。よろしくお願いいたします。

加賀谷委員長 ありがとうございます。ご意見を踏まえさせていただいて、今後の訂正に反映させていただきたいと思います。高橋委員お願いできますか。

高橋委員 もう一度確認させていただきたいのですが、「ご意見」というのは農水省がこういう形で訂正してほしいというご意見があったという理解でよろしいでしょうか。崎田委員ともすごく類似しているところなのですが、気持ちとしては確かに国産品を優先して欲しいと言いたいというところはよく分かります。ただ、共通基準の5.7（地域経済の活性化）の案文を作るにあたって博覧会協会さんは非常にご尽力というか、様々なことをご考慮されて5.7を書いたのだと思います。今回は、まず法律家の見地から言うと、農作物だけ国産

優先と書いて、あと木材とか他のものは何も書いていないと一貫性が取れない部分があるので、崎田委員からもお話がありましたように「国産を優先すべき」まで明確に言い切ってしまうのは、これは英語にして様々な海外の事業者の方や政府の方々に見られるものだと思うので、そこをそういうような形で印象を与えないような工夫は必要ではないかと思いました。ただ一方で、確かに地域経済の活性化と一言書いているだけでは、それがどういう意味なのか分かりにくいのであれば、繰り返になってしまうかもしれませんが、5.7 との一貫性を図ってはどうかと。5.7 では国内の地域、中小企業者の参加を後押しとか、様々な持続可能な地域、中小企業の事業者の受注機会の確保や、商品の利用に配慮するということが書いてあります。ここの整合性を図れば、ある意味では国産農産物を優先的に選択すべきとは書かなくても、ある意味で同じ趣旨というのが十分伝わると思います。その中の注釈みたいな形でみどりの戦略についても入れていただくのであれば、全体としての共通基準と個別の基準との整合性が十分図れる形になり、かつ農水省の皆様のご懸念とかご関心にも沿う形になると思います。文言の問題だと思うので、できれば 5.7 がもう既にある以上、農水省の皆様が「5.7 があるのだから」という話であれば、この 5.7 の記載をそのままコピーするような形で入れるというのが 1 つの解決策になるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

水産物の部分では、今の段階では博覧会協会で、絶滅危惧種以外のものについては博覧会協会で別途指定するものと書いていただいていますけれども、この別途指定する中で、もう少し議論していただくということはできないでしょうか。1 ヶ月以内にこの文言に直ちに変わるというよりは、この別途指定をする、それがどうなのかというところをしっかりと議論する中で、農水省の皆様のおっしゃるような部分が理解できる部分もあるのか。ただ、これが海外でも翻訳されますし、またさらに NGO の方々からもご意見もあると思いますので、そこを踏まえての判断で、この別途指定の中でも、各国での資源管理の体制として管理がされているものにはもちろん考慮はされると思いますので、そういう形でご検討していただくのも考えられるのかなと思いました。

パーム油の部分はどうか考えるのかというところがありますが、これは推奨の基準ですので、協会さんとしてどうご判断されるのかというところ、また海外への基準が進んでいるということをごままでお示しするのかというところのご判断にかかるのかなと思いました。以上です。

加賀谷委員長 事務局に確認ですが、農水省と今のような議論は全くされていない状況で今回議題に上がっているという理解でよろしいのでしょうか。

事務局 もちろん多少はしていますけれども、そこまで詰めた議論ができていないというのが現状かと思っています。

加賀谷委員長 ありがとうございます。もう 1 点高橋委員がおっしゃった資料 7-2-2 のスライド 5 のパーム油に関しまして、RSPO の IP、SG を推奨することに対して農水省は必ずしも OK としなかったというコメントだったと思います。一方で今日、事務局にお話いただいた資料 7-2-2 のスライド 5 の 27 番では、推奨基準では RSPO の IP、SG 等を入れるとの記載がなされています。その意味では、農水省のこういう意見を踏まえながらも、事務局案で通そうとしているという理解でよろしいでしょうか。議論の余地があるので、今後相談ということだと思いますが。

事務局 はい。少なくとも今までの議論の経緯を踏まえれば、私どもとして作った案が適切ではないかと思い、資料 7-2-1 を作成いたしました。ただ、もちろん今後農水省の意見も踏まえて検討しないといけないと思っています。

加賀谷委員長 分かりました。その意味では農水省様の踏まえ方として、例えば先ほど高橋委員の方から共通基準 5.7 の中で書いてあるのではないかとということについては、これは今の原案としては国産農作物を優先的に選択すべきであるという表現を入れていらっしゃるということでしょうか。それとも入れていないのでしょうか。要は、農水省が言っていることとの関係性を整理しておかないと意見が言いにくいと思っています。

事務局 はい。事務局の原案では国産との文言は入れていないということになります。

加賀谷委員長 分かりました。踏まえ方としては、今の高橋委員のようなご提案を踏まえて修正をすることがありうるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 はい。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。では有川委員お願いできますか。

有川委員 先に協会側が出してくださった内容についてコメントしたいと思います。まず、パーム油についてですが、以前にもコメント差し上げましたが、やはり私としては ISPO、MSPO をここに入れるというのは疑問を持ちます。この 2 つの認証は、発展途上であり徐々に毎年改善されてきているというのは私も知るところですが、現段階で資料 7-3 の 2 の①から④にお示しになっているその要件を、満たしているとはどうもやはり思い難いかなと思います。協会が示していच्छる資料 7-2-1 のスライド 18 を見ても「△」が多いですし、今様々なお話が出てきていますけれども、農水省さんが令和 3 年に、「「持続可能性に配慮した原材料調達」に関する認証システムの調査・分析委託事業」という、とても丁寧な報告書を出されていて、非常に細かく分析をされています。この報告書に示された NGO の評価を見てもこの 2 つの認証（ISPO、MSPO）はやはり課題が多く示されています。例えば強制労働の禁止に関して言いますと、3 段階評価で ISPO は 0、MSPO は 2 という評価になっています。こういった状況にあって、何をもってこの 2 の①から④の要件を満たしていると言えるのかというのは非常に現段階でも疑問を持ちます。特に資料 7-3 の 3 の（2）、認証パームの流通段階での管理がされている必要があるということが書かれていますけれども、先にお伝えした農水省の報告書を拝見すると、MSPO、ISPO そして RSPO の大きな違いはこのサプライチェーン認証、つまりその流通段階の認証があるかないかというのが 1 番大きなポイントですと書かれています。この報告書を見る限り、資料 7-3 の 3 の（2）を満たしていると言いがたいのかと思うのですが、この ISPO、MSPO を上げる場合に、この流通管理の確保をどうしているのかというのは非常に疑問を持ちました。この ISPO、MSPO の不足分をその別紙の内容で担保しようという建て付けなのだろうとは思いますが、その場合、結局自己採点になりますので、もっと細かく、評価指標をどうするのか、例えばその先住民の自由意思による合意形成というのを書かれていますけれども、何を以て合意形成が自由意思によって図られたとするのか、また評価手法について、ヒアリングによるのかアンケートによるのか、現地調査によるのか、そういったことも細かく指定しない限りはこの担保というのは非常に難しいのではないかと思います。また、そうした場合でもこれはあくまでも自己採点、自己評価になりますのでその不足分に対しては何らかの形で第三者が評価をするといったような担保が必要ではないかと思います。もう 1 つパーム油に関して言うと、クレジットの購入が資料 7-3 の 3 の（3）に入っているかと思いますが、これは、ヒアリングの際に様々指摘されているように、問題が非常に多いのでクレジットに私は認めるべきではないのではないかと思います。

次、畜産物のアニマルウェルフェアの部分、OIE の規約を入れていただいたのは非常によかったと思うのですが、この OIE の規約の中には採卵鶏のコードは含まれていません。そうすると日本の飼養管理指針でカバーをするという設計なのかもしれませんが、以前にもお伝えしましたように、この指針は情報整理に留まっていて残念ながらアニマルウェルフェアを推進するということにはなっていません。つまり、ここは抜けてしまうものと思います。振り返ってみると、例えばドバイ万博の際にはオーガニックのものの調達が 25%以上というのが必須項目になっていて、その内容の中にケージフリーが含まれています。卵に限って見ていきますとロンドンもリオオリンピックもケージフリーで、例えばロンドンのコードの中にははっきりとフリーレンジであることということが明確に書かれています。なかなか様々な基準やコードを引っ張りにくいという事情は非常によく理解できるので

すけれども、ここは頑張っただけで推奨にフリーレンジであるとか、認証ストールフリーといったような世界スタンダードを明記するといったような思い切ったリードが必要なのではないかと思いました。

それから全体的なところで、推奨のところで 1%を最大限に変えられたということで、これは 1 つの手法かと思うのですけれども、これも落ち着いて考えると、何をもって最大限とするかというのは、人によって分かれるところですので、この段階で何をもって最大限とするかという具体的な数値を編み出していくというのは、非常に難しいところかとは思いますが、疑問を持ちましたので声だけ上げておきたいと思います。

その上で、農水省さんの意見についてなのですが、内容を吟味する前に考えるべきことがあるかと思っています。何度も永見さんの方から段取りが悪くてというお話がありましたけれども、決してそういうところでもないのかなと思います。この段階にあって、もう私も今日パブコメ前最後ということで、様々な課題はありつつも本当に色々と練ってこられたと思っている段階で、結構、農水省の意見の中身を見ますと既に議論が終わったものも改めて出されている状況です。先ほど永見さんから農水省からの理由をお伺いしましたけれども、私はお伺いする限り再度ここで議論すべきなのか非常に疑問を持ちました。もう既にいろいろ議論してきたポイントをなぜ改めてここでというのを非常に疑問に思います。農水省の意見の中身を議論する前にこのワーキンググループのメンバーやそれから議論のプロセスというのをまず尊重すべきではないでしょうか。それでもどうしても議論が必要、つまり私からすると、このポイントを入れなければその持続可能性に配慮したコードとは言えなくなると言えるほどのポイントがあるのであれば、テーブルに上げる余地は当然あるかと思うのですけれども、このテーブルにおられないところから、いわば降ってきて議論するというのは非常にどうかと思いました。

水産物の絶滅危惧種のところについて、こちらは私が認識しているところと違うところがありましたので、伝えておきたいと思います。国際機関によってそれぞれ管理はされていますが、太平洋クロマグロは準絶滅危惧種ですし、ミナミマグロは絶滅危惧種です。太平洋クロマグロは、グローバルレベルでは低懸念種になりましたけれども、例えばメキシコ湾に生息する同種は減少しているので、絶滅危惧種に指定されているとか、やはり違うということです。資料 7-2-2 に書かれている注の 4 の国内、国際的な資源管理の正当な管理の「正当な管理」の意味がよく分からないのですが、それこそ先ほど別の委員がおっしゃっていて、なるほどと思ったのですが、これを英語に訳していくと、海外の人は何をもって正当な管理と言うのか、おそらく伝わらないと思います。いずれにしても、これら国内、国際的な資源管理が機能していれば良いのですが、機能していない状況があります。昨年 11 月に、国際環境 NGO の WWF などが、熱帯マグロ、つまりカツオとかキハダとかメバチ等の最大の漁場である、中部太平洋の漁場を管理する「中西部太平洋まぐろ類委員会 WCPFC」で書かれている国際的な資源管理の枠組みの 1 つに対して熱帯マグロの漁獲戦略導入を求める要望書というを出しています。要望書の内容は、ウェブサイトで見ればと思いますが、国際的な資源管理が機能していないことが挙げられています。理由は省略しますが、この要望書はここ最近何年も出されています。これだけではなく、マグロは特に、当たり前ですけど魚は 1 つの場所にいるわけではなく、様々なところに泳いでいきますので、こうした国際資源管理と同時に、一定エリアでの資源管理が必要です。その意味では認証制度というのは、魚を獲るエリアで資源管理をしているかどうかという厳しいチェックが入りますので、絶滅危惧種がされているものはこの認証が必須だと思います。もう 1 つはトレーサビリティの問題もあります。絶滅危惧種の場合、当然その生産から流通の段階までトレースできなければ、混入の可能性もあるわけで、不確実性が残ります。諸々のこうした修正を加えた場合には、諸々のこうしたリスクが私は協会側にかかってくるというのは非常によく考えるべきではないかなと思います。ウナギに関しては、もう言うまでもなく、海外の欧米の皆さんが万博にいらっしゃいますので、その場でウナギが出ていたらどのような反応になるかというのは、もう言うまでもなくと思います。ちなみに天然マグロとそれから、人工のクロマグロというのは、MSC と MEL でそれ

それ取得をしている企業がありますので、日本でこの今の基準でやったからといって、選択肢がなくなるということとは決してありません。逆にしっかりと認証を取ったこういう商品が日本にあるのだというのを海外に示していくことが、水産大国日本のレガシーを残す良いチャンスになるのではないかなと思います。

最後長くなりましたが、パーム油については消す理由を私は全く理解できませんでした。削除した場合には、先にお伝えしたように私は ISPO、MSPO だけでも、かなりリスクは非常に大きいなと思っているのですけれども、もうこの推奨ポイントをなくした場合に、パーム油に関するこの万博のレガシーというのは、正直言って、なくなってしまうのではないかなという認識を持っています。長くなりましたが、以上です。

加賀谷委員長 農水省のコメントをどう踏まえるかというのはおっしゃる通り、今になってということもあるかとは思いますが、一方で重要なステークホルダーであることもまた事実であり、可能な限りコミュニケーションを促進しながら、基準を作っていくかと思っておりますので、その点について、大変恐縮ですが、ご理解をいただければと思います。その上で様々なコメントについてご尤もな部分あるかと思えます。また皆さんのご意見をお伺いして、改めてまたその点について議論させていただきたいと思えます。コメントありがとうございます。それでは富田委員お願いできますでしょうか。

富田委員 はい、もう皆さんかなりいろいろ細かいところに踏み込んでご発言されたのでなるべく重複しないように発言させていただきたいと思いますが、まず、初めにご説明いただいた資料 7-2-1、前回のワーキンググループでの意見を踏まえて非常に的確な形で対応策をまとめていただけているのかなという印象をまず持ちました。その中で 1 点目、1 ページ目に、これは多分私から提案させていただいたことですけど、サプライヤーから事前に調達計画を確認して協議を行っていくというプロセス、PDCA を回していったらいいのではないかなという話ですが、一応こういう運用を行うということが書かれているのですが、これがどこに出てくるのか私の見方が悪かったのかわからないのですが、今回提案されている新しくリバイスした調達コードにあまりそれらしい記述がなく、これはどういう形で表現されていくのかなというのは少し気になりました。

2 点目、農水省のご意見について皆さんいろんなご意見をもう言われていますが、気になったのは有川委員のご意見と少し共通するところです。プロセス上の問題として、農水省のご意見は貴重なご意見だとは思いますが、これが突然差し込まれてくるというのは、やはり少し違和感があるかなと。東京 2020 大会のときは委員会の中にオブザーバーだったかもしれませんが確か内閣府だったか何かの方が必ずいらしてその時必要なコメントされていたというふうに記憶しておりますので、場合によっては政府の関係者の方もこの委員会に、今からでも遅くはないと思いますので、招聘いただくとか、そういった形をしていった方がより透明性が上がると思います。裏で意見聞いて反映するというのはあるかもしれませんが、それよりは、やはりそういう正当な手続きを多分取るべきではないかと思えます。後の祭的なところもあると思いますが、今後の課題としてはそういう形も検討されるのがよろしいかなと思います。これを言い始めると、もしかしたら先ごろ経産省が準備された人権のガイドラインのような話もあるので経産省もこんなこと言ってきた、みたいな話になる可能性もあるので、その辺はもう一度改めてワーキンググループの構成も考えられてもよろしいかなと思いました。あと、農水省のご意見の内容に関してですが、国産物を優先的というのも理念とか気持ちはわかりますし、基本的には賛同するところではあります。東京 2020 大会で先ほど崎田委員がおっしゃったように、WTO との関係というのが多分 1 番意識されていたところだと思いますのでこのクリアランスをどのように考えていくのかというところがまずあると思います。私も必ずしも専門的ではないのでわからないのですが、国産の農産物や畜産物に関してはまだわからなくはないですが、水産物の国産性というのはどう定義されるのかというところがあります。国産を優先する 1 つの理由は、距離の問題があるがゆえに輸送に伴う気候変動影響に関連する話と、あとは地域経済的なマインドとの 2 種類が国産を推奨する意義かと思えますが、水産物の場合、アサリやウナギの間

題や、事実上海外産にも関わらず最終段階で、国産に変化するというややトリッキーなものもあるので、こういったものを国産として認めるのか。そうするとこれは輸送の問題はクリアできない側面がありますし、あと遠洋漁業は国産と言っているのかどうか、水揚げした業者が日本だったら日本の業者だったらいいのか、この辺は私も正確に詳しくないのでわかりませんが、どういうふうに解釈されるのかによっても、この書き方は少し異なってくるのかなという気がいたしました。あと農水省が提案されたみどりの食料システム戦略の話が出てくるのですが、これやはり少し抽象度が高すぎると思いました。あまりこういった具体的なものをここに書き込むのは、調達コードの建て付け上必ずしも好ましくないのではないかと。何か引用文献とか、参考文献的な形で、何かこういったこの食料システム戦略の中で、ここに役立つものがあるのであれば、そこはどこかに付記していただくこと自体はすごくメリットはあると思うのですが、この書き方としていきなりこういうダイレクトに持ち出すのは少しいかがかなと感じました。以上です。

加賀谷委員長　ありがとうございます。門田委員お願いできますか。

門田委員　まず農水省の意見ですが、富田委員や有川委員がおっしゃるように、ほぼ決まってきた段階で、上から目線で一刀両断するというのはすごく違和感があるというのは私も感じます。ただ、話されている内容には理解できるところもあるので、それなぜ最初から入らなかったのかというのは、すごく感じるところです。それからパーム油に限って少し述べさせていただきたいのですが、基本的には協会のご提案に賛同したいと思っています。ただし、前回申しましたように、ISPO、MSPO というのは欧米中心に認証としては認められていません。あまりにも人権と森林以外の環境が弱すぎます。有川委員が言われたように改善はしていますが、それでも RSPO に比べると弱いと言えます。一方、RSPO そのものも十分かと言われると十分ではありません。ISPO、MSPO は、それより弱いのでこれが認証油と言われると非常にづらいというところがあります。ただ、インドネシアやマレーシア中心に東南アジアにおいては、もう完全な認証油になっています。そういう意味からすると農水省が言われるように RSPO だけが認証と決められているわけではないという意見もわからなくもありません。欧米だけが世界ではありませんので。ですから、ISPO や MSPO を入れると、欧米からはかなり叩かれるでしょうけれども、ISPO、MSPO を外すと東南アジアから叩かれる可能性がありますので、どうかという問題です。ISPO、MSPO においては環境と人権問題についてかなり弱いのは確かですが、RSPO が直接やられていない地元農家への支援や教育に関しては、政府系ですから MSPO や ISPO の方がきっちりやっている。もちろん RSPO もやっていますし、我々の会社でも RSPO 認証を取っていただくように様々な小規模農家に教育や支援をしています。基本的に RSPO というのは基準に合わないところは採用しない、いわゆる排除の論理になっていますが、MSPO、ISPO は育てていこうということが根本的な思想として違います。欧米型・アジア型の違いと言ってもいいかわかりません。ですから一概に ISPO、MSPO を排除したら、それがサステナブルなのかとなると、「うーん」と考えるところがあります。ですから私は 3 つを並列に並べてあるというのは違和感ありません。ただし欧米からかなり叩かれるということを覚悟していただいて欲しいと思います。一方で、推奨項目から、RSPO の SG と IP を外すというのは、言語道断で何を思って言っているのかと思います。なぜかという、協会は ISPO、MSPO を排除しておらず、これぐらい高いやつを推奨したい、これぐらい高いやつをやってくださいという例を出しているわけです。MSPO と ISPO でそういう高い基準があれば多分ここに採用されたはずですけど、MSPO と ISPO はそれが無い。ですから仕方なく RSPO の IP とか SG を出しているのに、それを排除する論理がよくわかりません。ですので、これは死守していただきたいと思いますし、協会にもう少し頑張っていただきたいと思います。以上です。

加賀谷委員長　先ほどの、有川委員からのご意見、様々な形、多面的に様々なご配慮いただいたご意見をいただきまして、特に最後、パーム油のお話についてご意見いただきました。それで、門田委員のご意見も

踏まえますと、まず RSPO の IP 等の推奨基準については非常に重要。今までこの調達コードを議論してきたメンバーとしても非常に重要だと思っているということは共通認識だと思います。その中で、ISPO、MSPO を入れるかどうかというところについては意見が少しわかれてくる。門田委員がおっしゃるように、グローバルに持続可能な状況を作っていくとした時に、ISPO や MSPO がより良い基準に移行していくようなプロセスの 1 つとして、外すことが本当にそういう方向になるのだろうかということが論点にもなる気もします。欧米からの批判というところも、もちろんあるとは思いますが、一方でそこを排除することで本当に持続可能なのかというところは論点として挙げておきたいと思います。ありがとうございます。その他の皆様、あるいはこれまでご意見いただいた方の中でも追加的にご意見をおっしゃりたい方がいらっしゃればぜひお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局からこれまでの議論の中で皆様にぜひお伺いしておきたいポイント等はございますでしょうか。

事務局 プロセスの面でいろいろご指摘いただきました。またオブザーバー参加のご提案もいただいたところで。確かに私共の至らぬところもありまして、段取りが悪かったと思いますのでオブザーバー参加とか、あと様々な形で行政に前もってしっかり検討の中に入っていただけのような枠組みを考えたいと思います。次回間に合わないかもしれませんが、少なくとも次々回は対応したいと思います。また、次回もできれば名目が揃わなくても実質的にはそうなるようにしたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局 富田委員からご質問を受けましたのでその点お答えさせていただければと思います。調達計画がどのように調達コードに記載され、どういう運用なのかというご質問だったかと思います。計画を立てて報告していただくというのは調達コードに一文を入れているだけでございまして、おっしゃる通り運用までは調達コードには書き添えてないというところでございます。運用につきましては今、サプライヤー等にご説明できるような資料を作りつつございます。東京 2020 大会でも解説を作られてそれをもって周知をされたということもございまして、我々万博の方でもそういう周知ができるツールを今作っております。その中に運用等も含めてしっかり記載した上で周知を図っていきたくと考えております。

また、有川委員から 3 つほどご指摘ございましたけれども、パーム油につきましては先ほど加賀谷委員長からおっしゃっていただいたところかと思いますので、残りのアニマルウェルフェアと推奨について少しだけご回答させていただきます。

アニマルウェルフェアの国際水準、世界水準という言葉が難しいところがございまして、今後の国際的な潮流というのをしっかり我々としても情報収集しまして、その上で、具体的なものがあれば、その推奨基準の中で協会が認める認証というところに入れていきたいと思っております。今の段階で具体的に何か例示的にこの調達コードに書くということは難しいと考えているところです。他方、事業者様へのご説明などにつきましては、いくつか例えが必要になるかと思っておりますので、今後の国際的な潮流の情報をしっかり見させていただいて、それに合っているものを我々なりに考えて、それをお伝えしていきたいと考えております。

推奨については、「1%以上」から「最大限」と変えさせていただきました。ここも様々な意見があると思えますし、どういった数字を入れるのがいいかという議論もあるところです。本当は数値を入れたいのですが、現段階では客観的なデータに基づいた数値を我々としては出せないところです。中途半端な数字を出してしまうと、その数値でいいのか、それ以上やなくていいのかというご批判もあるということもございまして、我々としても今後、適切な水準について引き続き情報収集して参りますので、現段階ではこの「最大限」という基準でいきたいと考えているところです。以上でございます。

加賀谷委員長 ありがとうございます。今、事務局の回答の通り、国際的にももちろん大きな流れが決まっている側面はあるとは思いますが、一方で具体的な基準に落とし込むときにもう少しグローバルな状況だと

か、あるいは先ほど門田委員がおっしゃったような地域の状況等、そうしたところも踏まえた情報収集をしたいということも、おそらく考え方としてはあると思います。その場合、レガシーを作ると言ったとき、基準でレガシーを出すということと、情報収集することによって次に結びつけるような形で様々な情報収集を行うという基盤を作っていくというのは一歩進める上では重要なポイントだと思いますので、そうしたところもぜひご理解をいただきたいと思います。富田委員お願いできますか。

富田委員 コメントありがとうございました。計画についてですが、今お話にありましたやり方はあり得るかとは思いますが、コードの建て付けの中に「担保方法」がありますので、やはりそこは明示的に書くべきではないかなと思います。実際このコードが出て運用が始まるまで時間がかかると、説明会のタイミングもどんどん後ろの方に行きがちなと思いますが、このコードは出来上り次第おそらくすぐ開示されるものだと思いますので、それを見た瞬間に、今度はこの計画が要求されるというのが広く伝わるという意味で、事前の準備もしやすくなるという面もあると思います。万博の波及効果という観点からすると、全ての人が見ることができるドキュメントにこの管理方法が明示されているということは、今後いろいろなところに波及していく可能性も秘めているという意味で、大きなレガシーに繋がる可能性もあると思いますので、ぜひともそういった方向でご検討いただけたらと思います。

加賀谷委員長 コメントありがとうございました。

事務局 検討させていただきます。ありがとうございます。

加賀谷委員長 有川委員お願いできますか。

有川委員 コメントバックありがとうございます。情報提供のところでいろいろフォローしていかれるというのは、他の分野でもお伺いしております。非常に重要なプロセスだと思います。加賀谷委員長がおっしゃったように、それもレガシーとするというのは確かになるほどとお伺いいたしました。その上で、お仕事を増やしてしまうかもしれませんが、調達コード以外のところ、運営面で今回いろいろ工夫があったかと思います。水産に関して言うと、ちょうど流通適正化法も施行されて、その辺りも、具体的にコードに入れるのではなく、運営面のところでしっかり周知していくということでお答えいただいています、それもすごくいいと思って聞いていました。その意味では何か報告書みたいなものをまとめられるときに、そのコード以外のところでこういうことをし、こういうエンゲージメントを図ったんだと。また図ってもうまくいくこと、うまくいかないこと多分あると思いますが、それはそれで全然良しとして、次の万博の運営者のために、コード以外のところでこういうことを実施し、このように成功した、これはあまりうまくいかなかったといったところを残されるのは次の進展に繋がっていいと思いました。ありがとうございます。

加賀谷委員長 コメントありがとうございます。その他、いかがでしょうか。1点、先ほど論点になった水産物の絶滅危惧種の書き方について、事務局としてこういう方向になりそうというところは何かございますでしょうか。

事務局 今のところございません。先ほどいただいた案や考え方も踏まえて検討したいと思います。

加賀谷委員長 わかりました、ありがとうございます。途中でご質問いただいたことも含めて、あるいはコメントいただいたことも含めて議論されておきたいポイントありましたら今いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

では、今日のコメントを踏まえて、また事務局として、あとは農水省をはじめとしてコミュニケーションをお取りいただいて、再度案を提示いただくということをお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

・通報受付対応（グリーンパス・メカニズム）について

加賀谷委員長 それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。事務局から通報受付対応についてご説明をいただくということでよかったでしょうか。よろしくお願いいたします。

事務局 加賀谷委員長ありがとうございます。博覧会協会の志知でございます。まず資料を共有させていただきます。資料 7-4 をもとに通報受付対応（グリーンズ・メカニズム）についてご説明させていただきます。本日のご説明の内容です。まず 2 番のところですが、前回第 6 回調達ワーキンググループにおける委員のご意見及び対応案について簡単にご説明させていただきます。また、3 番の通報受付対応要領（案）に対する意見募集の結果等について報告をさせていただきます。以上を踏まえまして、4 番で大阪・関西万博における通報受付対応要領（案）について、改めて修正案をお示しさせていただきます。後ほどご意見をお願いしたいと考えてございます。なお、通報受付対応要領（案）の案文そのものは、別途資料 7-5 として、前回の調達ワーキンググループからの修正点が見える形でご用意しておりますので、適宜併せてご参照いただければと思います。最後に 5 番といたしまして今後の進め方についても簡単にご説明させていただきます。

まず、通報受付対応（グリーンズ・メカニズム）についてです。2022 年 6 月に策定しました調達コードにおいて、調達コードの不遵守に関する通報を受け付けてこれに適切に対応するために通報受付窓口を設置するということが明記されているところです。これを受けまして前回調達ワーキンググループにおきましては、通報受付窓口の設置および運用に関しまして、実施体制、対象案件、案件処理のプロセスなどを含む通報受付対応要領（案）及び助言委員会（案）についてご議論をいただいたところでございました。本日は、通報受付対応要領（案）に対する意見募集の結果等を踏まえて、改めてご議論をお願いしたいと考えております。

第 6 回調達ワーキンググループにおける委員の意見及び対応案についてです。5 ページでございます。前回 10 月 5 日に開催いたしました第 6 回の調達ワーキンググループにおきまして、委員よりいただきましたご意見及びそれに対する博覧会協会としての対応案について、項目ごとに整理をしましてまとめておりますので簡単にご紹介させていただければと思います。

まず、全体に関するものとして、1 番のところでございますが、通報受付窓口という題名を前回の資料につけておりましたが、こちらが適切でない、メカニズムとしての救済までいくということのタイトルに可能であれば変更してほしいといったご意見をいただいております。これにつきましては、本通報受付対応要領（案）の名称を対話・救済を含めた必要な対応を実施するための要領という意図で、現在こういう名称にしておりますが、よりよい名称につきましては引き続きご意見を伺えればと考えてございますので、本日ももしございましたら、ご提案いただければと思っております。

また、対象案件につきましては、4 番のところですが、係争中の案件は扱わないと前回しておりました。これにつきまして、係争中だから通報できないのはいかがなものかということでしたので、窓口を狭めてしまうのではなく、できるだけ広く設定することといたしまして「5.対象案件」から当該記載を削除しております。また、それに伴い、「10.通報受付窓口における案件処理のプロセス」で対応をわかりやすく示すように修正いたしております。

続きまして 6 ページでございます。通報者の要件に関するものということで、前回一番多くご意見いただいたポイントかと思いますが、通報者の要件について、多くの意見・情報を得ていくことが調達コードの検証に繋がっていくことから、要件設定についてはより慎重な検討が必要といったご意見がございました。また、入口の段階で絞ってしまうと通報者が懸念を持つ、通報者要件について入口を絞ってしまうのでよろしくないといったご意見もいただいております。通報者の要件について、通報対象者が当事者のみというのはいかがなものか、通報の大半は第三者なのでこうしたところに窓口を広げないと苦情は集まってこない、こういったようなご意見を頂いておったところでございます。これにつきましては、意見募集の実施に当たりまして、通報者を当事者に

限定せず、あらゆるステークホルダーが通報を行うことができるようにということで修正いたしております。また、それに伴いまして、項目名も「通報者」ということで、「要件」という言葉を削除するように修正いたしております。

7 ページでございます。案件処理のプロセスに関するものと致しまして、10 番のところですが、入口の深刻度の検討時点でも、セカンドオピニオンという形で助言委員や専門家の力を借りて対応すべきではといったご意見、それから 11 番の通報受付後の早い段階での専門家の関与、交通整理をする、情報公開するという一段階があってもよいといったご意見をいただいております。これにつきましては、受け付けた通報について処理を開始するかにつきましては、まず通報者に対して速やかに通知することもございますので、博覧会協会において所定の要件に照らして審査を行うという形で整理をしたいと思っております、その後できるだけ速やかに助言委員会を組成して助言を得て対応できるようにということで考えてございます。

また、広報に関するご意見です。12 番のところ、人権侵害がサプライチェーンで起きている場合に万博に紐付けられるのかどうかを当事者が知らない、サプライチェーンの関係性を知らない、苦情処理メカニズムの存在も知らないという問題があると。この問題を克服することが大事といったご意見がございました。また 13 番ですが、周知徹底は重要で、NGO に苦情処理メカニズムの存在を知らせていくことといったご意見を頂いております。これにつきましては、博覧会協会のウェブサイトにおいて広報を行うだけでなく、NGO など関係団体等に周知を図るなど、この通報受付窓口の存在・活動内容が広く認知されるように取り組んでいきたいと考えてございます。具体的な広報・周知の方法につきましても、今後の運用に向けてご意見をいただければと考えてございます。

8 ページでございます。その他のご意見と致しまして 14 番でございますが、苦情処理メカニズムの設置そのものもそうですが、それよりもその後の PDCA をどう回すかというのがより重要であるというご意見をいただいております。これにつきましては、本通報受付窓口の設置及び運用に係る状況について、定期的にこの調達ワーキンググループにおいて報告させて頂きまして、ご意見を伺いながら継続的に改善を図っていければと考えているところでございます。

16 番のところでございますが、万博で設置する苦情処理メカニズムだけでは不十分であり、サプライチェーンそれ自体が苦情処理メカニズムを持つ必要がある。なるべく身近にあるということが重要で、今後、調達コード改定時にこの点を盛り込むべき、サプライヤーが苦情処理メカニズムを設置する流れになれば社会的意義も大きいといったご意見をいただいております。これにつきましては、前回十分にご説明できておりませんでした。現行の調達コードには、サプライヤー等においても調達コードの不遵守に関する通報を受け付けて対応する体制を整備するように努めるということが記載をされております。これを踏まえまして、サプライヤーに対しても苦情処理メカニズムの設置が促されるように働きかけていきたいと考えてございます。この調達コードにおける記載の位置につきましては、ややわかりづらかったところもあったので、よりわかりやすく伝わりやすくするという観点から、整理をして移動するということを検討したいと考えてございます。

9 ページでございます。助言委員会の運用につきましては、独立性・中立性を保ちつつということで報酬をどうするかということでご相談を差し上げたところでございますが、いろいろ資料を読み込むことに時間もかかりますし、報酬をお支払いの方が良いのではというご意見もいただきました。一方で中立性については懸念が生じるというのも事実であるというようなことで、「対話救済プロジェクト」の中で「助言仲介委員会ガイドライン」というものを公表しようと思っているので、そういった行動規範についても参考にしつつご検討いただきたいということをご意見としていただいております。また、助言委員に必ずしも報酬を出してはいけないということではなく、明確な条件付のもとで出すのが妥当ではないかといったご意見もいただいております。これにつきま

しては、ご意見やご紹介いただきましたガイドラインなども参考にいたしまして、公平性・中立性といった観点にしっかり配慮しながら、報酬につきましては助言等の対応に関して日額等の固定の金額を設定するなど、報酬を支払うことができる方向で検討したいと考えているところでございます。

続きまして、通報受付対応要領（案）に対する意見募集の結果等についてでございます。11 ページでございます。前回の調達ワーキンググループにおけるご検討を踏まえまして、持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付対応要領（案）を取りまとめまして、幅広く意見募集を実施いたしました。委員の皆様方にはメールにてその際報告を差し上げたところでございます。意見募集の実施にあたりましては、できるだけ広くご意見が寄せられるように、これまでの調達ワーキンググループにおける委員のご意見も踏まえまして、ウェブページに掲載するだけでなく、今回は Twitter や Facebook など SNS においても情報を発信いたしました。また、NGO など関係団体等にも個別にご案内を差し上げるなどによりまして周知に努めたところでございます。この意見募集の結果につきましては下にお示ししている通りでございます。10 月 26 日から 11 月 16 日までの期間で意見募集をいたしました。意見書の提出数につきましては 1 件で 3 項目ということでございました。

12 ページでございます。意見募集でご提出頂いたご意見とそれに対する対応案についてまとめてございます。まず 1 番が通報の受付期間に関するものでございまして、調達コードの不遵守に値するその負の影響が通報の受付期間より前に生じていたとしても、是正・救済が十分になされなかったために負の影響が続いている場合は通報対象となることを明らかにすべきというのが 1 つでございます。こちらにつきましては、もともとそのような運用を想定していたところでありますけれども、ご意見を踏まえまして、調達コードの不遵守に関する事実が通報の受付期間より前に生じたものであっても本通報受付窓口の対象案件となることを明記いたしております。2 つ目が案件処理のプロセスに関するものでして、被通報者に改善措置が求められた場合、改善計画や改善結果の協会への報告だけでなく、その結果を受けて協会は事実関係の確認等を行うが、その過程や内容の透明性も確保すべきというご意見でございます。通報受付対応要領（案）におきましては、調達コードの不遵守に関する通報を受け付けて、必要な対応を公平かつ透明性をもって実施するということを目的にしております。被通報者等に対して改善措置を求めた場合、改善計画や改善結果だけでなく、博覧会協会が必要に応じて行う事実関係の確認等の過程等につきましても、できるだけ透明性が確保されるように情報公開に努めていきたいと考えてございます。また 3 番でございますけれども、情報公開につきまして、通報受付窓口における案件処理に関して、被通報者による改善措置の進捗状況を公開すべきといったご意見も頂いております。これらのご意見を踏まえまして、被通報者による改善措置の進捗状況につきましては、改善結果だけでなく、改善措置の進捗状況についても、計画書に基づいて報告を求めるということにするとともに、情報公開におきましても、改善結果だけでなく改善措置の進捗状況につきましても、原則として公開するということを明記したいと思っております。そのように修正を致しております。意見募集の結果につきましては、以上でございます。

13 ページでございます。前回の調達ワーキンググループ以降に、意見募集の実施と並行いたしまして、日本企業等におけるグリーンバンス・メカニズムの事例について引き続き情報収集しつつ、ヒアリングも実施させていただきました。各企業様等における取組に関してご教示をいただくとともに、大阪・関西万博の通報受付対応に関してご助言等をいただいております。ご協力いただいた企業等につきましてはこちらにお示しの通りでして、これらの企業等における取組の事例につきましては、博覧会協会におきまして公開情報をもとに概要をそれぞれ簡単にまとめまして、次の 14 ページから 17 ページにお示しをさせていただいております。この場では詳細の説明は割愛させていただければと思います。18 ページから 19 ページにかけまして、ヒアリングにご

協力いただいた企業等の方々から頂いた助言等の内容をお示ししております。いくつかご紹介させていただければと思います。全体に関しましては、1つ目、現地での課題解決等に NGO の協力を求めるような場合、信頼性が高く、地元のことをよくわかっていてソリューションを提供してくれるようなところを見極めて連携するというのが効果的だというご意見がございました。あと、苦情処理と個人情報保護の関係で対立することが多いということで、プライバシーノーツについては最低限示しておく方がいいといった意見もございました。実施体制に関しましては、企業の事例と比べると万博ということで取り扱い範囲が広いので大変そうという印象があり、しっかりその体制はよく考えて構築した方がいいというご意見をいただきました。対象案件に関しましては、通報を広く受け付けることが重要であるということと、大きなイベントなので透明性が重要であるというようなことをご意見としていただいております。また、他の紛争処理手続において係争中のために受け付けないというのは、やはり止めた方がいいというご意見もございました。同じ調査を繰り返す必要はなくて、すでにある事実を使いつつ対応するというのいいのではないかとご意見をいただいております。19 ページでございすけれども、通報の内容につきましては、ユーザーにとっても気軽に通報できるシステムの方がいいのではないかとご意見もございました。案件処理のプロセスに関しましては、調達基準に抵触するかどうかの判断が一番難しく、客観的な判断も必要なので、第三者の関与が必要ということですが、他方で単に手続上の要件を満たしているかどうかの判断ということであれば、必ずしも第三者の関与は必要ないのではないかとご意見も頂いております。最後、情報公開に関してですが、細かく開示し過ぎると、個人情報や報復などの他の人権影響が出てしまうリスクもあるといったようなご意見、それから、ひとつひとつの案件の詳細な情報を公開している例は少なく、受け付けた通報の属性・概要を示しただけのものが多いのではないかとご意見、案件処理の進捗状況につきましては、やはり公開するのがいいのではないかとご意見、発生したことに対して何を行ったのかということをも可能な範囲で丁寧に見せるということが大事だろうというご意見などを頂いております。ご参考に紹介をさせていただきました。

20 ページは、前回調達ワーキンググループにおきまして高橋委員からもご紹介いただきましたが、「助言仲介委員会ガイドライン」というものが策定されて公表されております。このようなガイドラインも参考にさせていただきながら、引き続き検討してまいりたいと考えてございますので、ご参考としてご紹介をさせていただきました。

続きまして通報受付対応要領（案）についてでございます。こちらにつきましては、前回ワーキンググループにおける検討と意見募集の結果等を踏まえて修正をしたものです。全体の構成につきましては、「6.通報者」というところの「要件」という言葉を削除したのみで、大きく変わってございません。次の 23 ページから 34 ページにかけまして、通報受付対応要領の修正案につきまして、前回調達ワーキンググループからの修正点の部分に赤字・下線という形でお示しをしております。修正点につきましては背景・理由・意図などにつきましては、ここまでのご説明した内容と重複いたしますので、全体の構成の中で修正点のある部分だけをさっさとご紹介をさせていただければと思います。

23 ページでございます。趣旨・目的・基本原則につきましては特に修正はございません。24 ページ、実施体制のところですが、博覧会協会の体制につきましては、ご意見も踏まえて引き続きしっかり検討したいと考えてございます。また、助言委員会につきましては、次回調達ワーキンググループでまた御議論をお願いしたいと考えているところでございます。25 ページでございます。通報者につきましては、繰り返しになりますが、当事者をはじめとするあらゆるステークホルダーが通報を行うことができることといたしまして、限定しない形にして窓口を広げるというように修正をいたしております。26 ページ、通報の受付期間につきましては引き続き検討を行いまして、適切な時期を見定めていきたいと考えてございますが、パブコメの意見も踏まえまして、後半の部分を追記いたしております。27 ページ、28 ページにつきましては通報の内容について、特に大きな修正は

ございません。29 ページ、通報受付窓口における案件処理のプロセスについてでございますが、30 ページの（2）処理開始案件の審査のところに、最後の 3 つ目のところでございますが、例えば悪意のある通報や競争有利を得るために作られた通報その他手続を開始することが明らかに適切でないと認められるような場合に処理手続を開始しないことがあるということを知りやすくお伝えをするためにこちらに移して記載しております。また、（3）情報の収集、助言委員会の組成のところに、情報の収集の結果、他の紛争処理手続において係争中また係争終了済みであって、この要領の目的に照らして通報受付窓口における手続を進める必要がないと認められる場合などにつきましては、通報の処理手続を進めないことがあるということを知りやすく伝えるためにこちらに移して記載しております。

33 ページでございます。（5）改善措置のところですが、こちら先ほどのような説明と繰り返しになりますが、改善結果だけでなく改善措置の進捗状況につきましても、計画書に基づいて博覧会協会に報告するというように修正をいたしております。34 ページでございます。情報公開のところも同じく被通報者による改善措置の進捗状況というのを、原則として公開するというところで追記をして修正をしているところでございます。

最後に、今後の進め方についてでございます。通報受付窓口につきましては、2022 年度中を目途に設置することを目指して、引き続き必要な検討を進めてまいりたいと考えてございます。通報受付対応要領（案）につきましては、本日のご議論を踏まえて修正した上で、一旦取りまとめることができればと考えておるところでございます。また、助言委員会の設置及び運用につきましては、今後、必要な事項を取りまとめて、また次回の調達ワーキンググループにおきましてご議論をお願いしたいと考えておるところでございます。以上、ご説明が長くなりましたが、ご意見などございましたらどうぞよろしくお願いいたします。ご説明は以上になります。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。それではご意見ある方は挙手をいただくかあるいは動画オンにしていればというふうに思いますが、いかがでしょうか。では、高橋委員お願いできますでしょうか。

高橋委員 はい、ありがとうございます。全体的に前回の議論、様々な委員の委員方のご意見も踏まえてご対応をいただいて、またさらにパブコメの意見も踏まえてご対応をいただいて、非常にしっかりとご対応していただいたなと思っております。やや細かい点で 2、3 点ご相談ができればと思っています。

1 点目は、今回この対応案ではなくてこの調達コードの全体の共通事項の方で、サプライヤー等も苦情処理の体制を整備すべきというふうに書いてあった部分、これがもとと法令遵守というような条項の方に書いてあったものを担保方法の方に移したというような形で、理解しております。ただ、この担保方法の記載場所がこれだと非常にわかりにくい形ではないのかなというところを少し心配している状況でございます。というのは、今の状況だとこの担保方法の「博覧会協会が」通報窓口を設置するということに「なお、サプライヤー等も」というような形で書いてある状況ではございます。ただこの担保方法 1 から 7 ぐらいまでは、「サプライヤーが何をしなければならないのか」が書いてあると。それが何かしなければならないのかという、その書いてある内容というのは主に、デュー・ディリジェンスという、つまり、サプライチェーンを通じた調達コードの遵守に向けて何が必要なのかということを国際的なデュー・ディリジェンスの規範の要素も踏まえて書いてあるという状況なんです。それを踏まえて、そのような体制の確保をどのように協会として確認をしていくのかということでモニタリングをしたり、苦情処理の窓口を作ったりというようなことがその後に書いてあると。それで最後にまた「サプライヤー等が」と続くとはやはり非常にわかりにくい状況なので、しかもこのデュー・ディリジェンスの要素やその関連する要素として、サプライヤー等もこの苦情処理の窓口をつくるというのも、いろいろ経産省のガイドラインだけでなく様々なガイドラインで要素になっているところなので、共通事項の担保方法をご確認いただければと思いますが、1 からこの要素を見ますと、1 から 7 まですで 1 つずつ、調達コードの理解、遵守体制整備、サブ

イチェーンに対する調査・働きかけ、記録化、情報開示・説明となっています。その後、苦情などへの体制の整備というのを書くのが良いと思います。しかもその追加した文言というのが、今の状況を見ていると「サプライヤー等は」と書いてありますが、この担保方法の方では、「サプライヤー」だけではなく、「サプライヤー、ライセンサー又はパビリオン運営主体等になることを希望する者は」とか、「サプライヤー、ライセンサー及びパビリオン運営主体等」となっておりその主語も一貫していないので、主語もやはり担保方法の主語にさせていただいた上で記載をするというのをぜひご検討いただければありがたいと思っております。今示していただいております、担保方法で1から7と8の間ぐらいに、グリーンバンス・メカニズムまで書くかどうかというところではありますが、苦情への対応というようなところについて、苦情に対応するための体制整備というところを書いていただくと良いのではないかなと思っております。一般的な多くの企業が人権方針等を作っていますが、その中でもこの1から7の苦情処理、さらに内部通報のメカニズムみたいなものをしっかりと設けておくということが書いてある状況なので、あまり企業の実務ともそこが入っていても違和感はないと思っています。8以降はおそらく、皆様が必要とするための措置、パビリオンの運営主体も少し関わっていますけれども、そのような措置にはなっていますので、それをわかりやすく整理できるのではないかと思います。

あともう1点は、今回対応要領案に追記していただいた中で、一部の 경우에는やはり苦情通報を受け付けない場合がある、さらに一部の 場合においては、もしかすると助言委員会を設けない場合もあるというようなところを記載していただいたというふうに理解しております。そのような考え方というのは十分理解はできるところなのですが、つまり苦情の内容に応じては、やはりどこまでどのような対応するというのは、やはりリスクベースで対応するということは、十分理解できるところだと思います。ただそのような、苦情に対応しないが良い場合や、助言委員会等についても、通常の対応方法をとらないで良い場合というのは誰が判断するのかというのが、もちろん皆様のご判断ということなのかもしれませんが、その入り口で誰がどういう形でその判断に正当性や客観性を持たせるのかということとは、少しこの対応要領そのままに追記をするのか今後議論する助言委員会の方に記載するのかというのはご検討いただければと思うんですが、私が前回もご報告させていただいたところですけども、おそらく初期の審査の段階でも、どなたか助言委員会の候補者の方や専門家の方に少しご意見を聞いて、そして判断をするというような機会を設けた方が良い場合もあるという、常にそうしなければならないというわけではないと思いますが、特にそのように通常のプロセスにはならない場合には、慎重な判断があった方が良い場合もあると思いますので、そういうようなケースがあるような部分を運用上そういう形にするのかそれともこの対応要領に書き込むのかはご検討いただければと思うんですが、一定の柔軟性はあったとしても何かそういう機会を設けていただくこともご検討いただければと思います。すいません、長くなりましたけども私の方では以上の意見です。よろしくお願いします。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。踏まえさせていただきます。では富田委員お願いできますか。

富田委員 はい、私の方から2点ありまして、1点目が通報者に関する記述ですが、今回この当事者をはじめとする「あらゆるステークホルダーが」通報を行うことができるということで、非常に適切な表現かなと思いますが、少し気になるのがその続きにあります、「代理人を通じて行うこともできる」というところです。この通報者が代理人に対し授權しているとか、通報者が特定されているとか、これを見ると通報者というのは被害を受けている人という建付けになっていると思いますが、例えば、環境問題に対する通報を考えた場合、被害を受けている人というのがなかなか明確になりにくいということがまずあると思います。要するに、人ではなく環境が被害を受けているという意味で、元々のこの定義による通報者という人が存在しない状況がありうるかなと思いますし、例えば社内でのコンプライアンス違反のように、例えば隣の部署の部長が何か悪いことをしていますというのは、通報者自体は被害を受けているわけではないと思います。そのため、この2つ目の注釈的な部

分というのはない方がいいのではないかなと。ですので、あくまでも誰でも通報できますという建て付けにすべきではないかと思いました。

2 点目は、苦情処理のコードへの書き込みの仕方ですが、先ほど高橋委員からこの担保のところいろいろ書いていくのがいいのではというサジェスションがあったと思いますが、どんどん書き込むこと自体は非常にいいかと思いますが、一方で私として気になりましたのは、今回の資料 7-3 の（（1）全般）1.2 に元々この通報者に対する報復行為の禁止という条項があり、そこにサプライヤー等はこの体制を整備するに努めるといふ文言もまたあり、これを消して下の方に移したというのが今回の提案になっているかと思いますが。これは東京 2020 大会の構成だと思いますが、元々の構成自体少し違和感があり、（この（1）全般のところ）1.1 が法令遵守という非常に全般をカバーするような話をしており、1.2 に突然報復行為の禁止に関して非常に何かピンポイントで指摘しているという非常にこのバランスの悪さ、この「全般」という中であってこれが適切かと前から非常に気になっていました。逆に言うと、今回サプライヤーやサプライヤーに関わる組織それぞれが苦情処理メカニズムを持つべきであるということであるのであれば、1.2 を報復行為の禁止ではなく、苦情処理メカニズムの設置運用みたいな条項にして、まず上で法令遵守、1.2 はこのコードに違反があったときにそれを通報できるような仕組みを設置するということ、ここでもっと明確に述べるべきではないかなと思います。さらに詳細を言うのであれば、それはあらゆるステークホルダーが通報できるということ、報復が禁止であるということ、このコードの中のまず初めに提示すべきではないか。そのほうが非常に明確になると思いますし、先ほど高橋委員からもありましたが、ここで書いておくことで、これがある意味で連鎖していくと、この直接の取引先さらに二次三次と連鎖していくということにも繋がっていきますので、やはりコードの中に明確にそれを設置するというのも入れてもいい時代になっていると思います。

加賀谷委員長 ありがとうございます。コメントを踏まえさせていただきます。その他いかがでしょうか。事務局から何か高橋委員、富田委員に対してコメントございますか。

事務局 高橋委員からいただいたご意見、1 つは、サプライチェーンにおける通報受付対応の体制の整備について担保方法の方に記載した方がいいのではないかなというところと、富田委員からもいただきました、共通基準の 1.2 の記載ぶりの修正につきましては、具体的な記載ぶりについてまた個別にご相談させていただいて、確認させていただければと思います。全体といたしましては、共通基準につきましては既に運用が始まっているところなので、趣旨が変わるわけではなければ記載ぶりをわかりやすくする、あるいは充実させるというのはありうると思っておりますが、新たに何か変わるということが適切かということもあると思いますので、その辺りを踏まえてよりよい記載の方法についてご相談をさせていただければと思います。高橋委員からいただいたコメントの中で、「サプライヤー等」という言葉が主語・主体として狭まっているのではないかとご指摘いただきました。この点につきましては、定義自体のわかりやすさがあるかどうかというのはありますが、「サプライヤー等」という言葉自体は、この調達コード全体の中では、サプライヤーの他に先ほどおっしゃっていただいたライセンサーであったりパビリオン運営主体であったりそういったものを含む言葉として定義されて使われておりますので、意図としてはそこを狭めようということにはしていないということ、この場でまず申し上げさせていただければと思います。あと高橋委員からいただきました、初期で正当性・客観性の担保のために他の方の意見を聞く機会を設けるべきではないかというところにつきましては、ご趣旨を踏まえた制度・運用となるようにということで、前回もご意見いただきましたことを踏まえまして考えているところでございます。1 つは通報を受け付けたときに、通報者の方にどういう形で処理されるのかということではできるだけ速やかに通知したいという思いがある一方で、初期の段階で案件ごとに助言委員会の設置という手続を待つと、そこに少し時間を要するかなというところのバランスを考慮して、一番最初のところは、事務局だけで判断できる要件の確認だけに整理できな

いかと思っております。高橋委員からおっしゃっていただいたような、正当性・客観性の担保など、第三者の関与が必要と思われるところについては、そういう関与というのが手続の中で位置づけられるようにという形で考えたいと思っておりますので、これ自体の表現を修正するか運用の中でしっかり留意してやるかということにつきましても、またご相談をさせていただければ思っております。

加賀谷委員長　ありがとうございます。崎田委員お願いできますか。

崎田委員　手を挙げるのが遅くなりましてすみません。一点だけ、情報の収集、助言委員会の組成のところのページに、まずいろいろ調査を開始する場合に必要な応じて現地調査を実施するというような表現があると思います。東京 2020 大会のときにこのグリーン・メカニズムではなかったのですが、現地の実態把握のためにアジアの方に調査をかけて、かなりの予算が必要だったという事案もありました。現地調査というのは国内であれば直接できるかもしれませんが、海外が対象の場合は、実際に現地のそういう力のあるところと契約して実施する等いろんなやり方があると思いますが、できるだけその被通報者の方に積極的に協力してもらい資料を出すとか、やはりそういう全体で万博をより良くしていこうという、前向きな流れを作っていきたいから、共に解決していくというような、そういう流れを作っていくのがすごく大事かと思いました。やや抽象的な意見ですが、その辺が気になったのでそう申しました。そのときにやはり通報受付窓口というのがあまり前向きに見えないと思っています。かといって改善する意見もなかなか難しい。通報はあるけど「受付」というのが、もう少し解決に向かうための行動に繋がるような単語にしておくとか、考えた方がいいという気もいたしました。すいません、提案にならなくて申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

加賀谷委員長　アドバイスありがとうございます。勘案させていただきます。高橋委員お願いします。

高橋委員　先ほど私のコメントに対してまたいろいろとご説明いただいてありがとうございます。私も条文を読み返しまして、この「サプライヤー等」というのは、サプライヤー、ライセンシー、パビリオン運営主体等に加えて、これらのサプライチェーンも広く含むというような内容になってかなり広い概念だということなんですね。だとすると、その広い概念の主体となっているこの「サプライヤー等」の体制整備というのをそのまま担保方法に持ってくるとやはりやや不自然になってしまう。というのは、担保方法というのは、皆様や皆様と直接関係のあるサプライヤー、ライセンシー、パビリオン運営主体が、この調達コード、サプライチェーン全体で遵守され何をすべきかということが書いてある部分だと思いますので、そのまま持ってくると、もう少し具体的な、そこの中にはもちろん私のご報告した通り、今の苦情処理の体制も 1 つの遵守のための取組ではあるので追加も検討していただきたいと思うのですが、やはりそこに入れるよりは富田委員がお話した通り、この 1.2 を、もし何かこの違反があった場合や苦情があった場合に対応するという、最低限の仕組みを設けることは、サプライチェーン全体を通じて対応してもらう部分もあるというのは、この 1.2 に元々書いてあったところだと思うので、そこは残していただいて、また、さらにそれをその内容がよりハードルを上げるようなことではなくてもいいんですけども、それが対応できないか、というところをご検討していただく。ただ一方で、このデュー・ディリジェンスの要素というような、その担保方法の中でも、また特に皆様方の直接のサプライヤーやライセンシーやパビリオン運営主体の方々は、もう少し皆様が苦情処理メカニズムを作る以上は、そこにちゃんと協力をするとか、少なくとも自分でこういう体制をつくる。さらに皆様のメカニズムに協力をするというようなメカニズムを運営する、または協力をすべきであるということは書いておいていただいても、十分皆様の仕組みが回るようにというようなところでも重要だと思いますので、ご検討していただくというのが一番整合性のとれる形かなと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

加賀谷委員長　はい、コメントありがとうございます。事務局から何かございますか。

事務局　ありがとうございます。高橋委員、改めてありがとうございます。最後におっしゃっていただいたことを踏まえて検討させていただいて、よろしければぜひまたご相談させていただければと思います。もう 1 点先ほど申し漏れた点ですが、先ほど富田委員から、通報者のところで、いわゆる授権に関する記載があるところにつきましてご意見をいただいていたかと思います。通報者の前半の要件の部分を変えたときに、これを残すべきかどうかというのは少し中でも議論があったところでして、先ほどのご意見を踏まえると、あえてこれは無くてもいいのではないかというご意見だったかと承りましたけれども、もし他の委員からその方向で特にご異論がないようであれば、そのように対応したいと思います。

加賀谷委員長　そこは、「あらゆるステークホルダー」の中には代理人も含めてインクルードしていると読めるのであれば、特に追加する必要はないというご意見と私は聞きましたけれども、その意味では私も必要ないのではと認識しました。むしろ無い方がわかりやすいというか、むしろ混乱が起こらないのではと先ほどの富田委員の意見を踏まえて思いました。

事務局　そうしましたらその方向で検討させていただきます。ありがとうございました。

加賀谷委員長　ありがとうございます。まだ追加的にご意見あるかもしれませんが、対応要領につきましてはどれぐらい変更できるタイミングなのかだとかあるいはどういう入れ方がいいのかというところは、改めて事務局と議論させていただきまして決めさせていただきたいと思います。様々なコメントいただきありがとうございました。

・大阪・関西万博の運営における資源循環に係る対応の方向性

加賀谷委員長　それでは最後に大阪・関西万博の運営における資源循環に係る対応の方向性についてのご説明をいただければと思います。資料 7-6 についてよろしく願いいたします。

事務局　引き続き博覧会協会の志知からご説明をさせていただきます。資料 7-6 をもとに、大阪・関西万博の運営における資源循環に係る対応の方向性についてご報告をさせていただきます。1 ページにご説明の内容について簡単に記載しております。調達コード以外の基準等の策定について、これまで調達ワーキンググループにおいて、ずっとご議論いただいていた中で、食品循環資源の 3R のあり方、プラスチック使用の削減、リサイクルの在り方についても、基準を何か示すべきではないかというようなご意見をいただいていたところでございます。他方で、こういった事項のうちには、持続可能性に配慮した調達コードという名前や性質のもとではやや記載しにくい事項もあるということがありました。また、パビリオンや食品提供等、半年間に及び様々な方が業を営むという国際博覧会の特徴を踏まえると、調達コードの中だけでは難しい場合もあるということで、7 月 19 日に開催した第 4 回調達ワーキンググループでご説明差し上げた上でご議論いただいたということでございます。そういったご議論を踏まえまして、調達コード以外の基準等の策定に向けて検討してきたところでございます。本日は、大阪・関西万博の運営における資源循環に関しまして、別途、資源循環勉強会を開催しておりまして、そこでの検討を踏まえ取りまとめた資源循環に係る対応の方向性（案）についてご報告をさせていただきます。今後の進め方についてもご説明したいと考えてございます。この資源循環勉強会の位置づけについてでございますけれども、これまで博覧会協会ですべて定めておりますグリーンビジョン等の議論を踏まえて、会期期間中の会場内の廃棄物の排出抑制、リサイクルの仕組みの構築、具体的及びレガシーとして何を残せるか、そのための取組について検討を進めることを目的として開催しております。具体的には、これまで博覧会協会ですべて事業者等に対し行ったヒアリングをもとに、2025 年に取組可能でありながらも、持続可能性の観点から最先端だと思えることを、方向性（案）として提示しまして、これに関連するヒアリングを有識者や主体的な取組を検討されている事業者等を交えて行ってきたところです。こうしたヒアリングをもとに、大阪・関西万博における資源循環に係る対応の方向性（案）を取りまとめることとしております。この対応の方向性（案）に即しまして、大阪・関西万博に参加する関係者等に対して、基準等として示すべ

き事項につきましては、調達ワーキンググループにおいてご検討いただき、その後有識者委員会においてもご議論いただいた上で、今年度中に検討し決定をしたいということで考えているところでございます。この勉強会の参加メンバーでございますが、調達ワーキンググループの委員でもいらっしゃいます崎田先生の他に、京都大学の浅利先生、大阪商業大学の原田先生にもご参加いただいております。その他、会場内、あるいは大阪・関西万博に関連して、積極的にこの資源循環に関連して取り組みたいと考えておられる企業・団体様に、公募も含めて、ご参加いただいております。開催状況でございますが、第1回を8月9日、第2回を9月27日に開催いたしております。第1回では、資源循環に係る対応の方向性（案）についてご説明をさせていただいて、原田先生から、資源循環に関する世界の現状について話題提供いただきまして、資源循環に関する取組の発表等ということで、こちらに示している発表者の企業・団体様からいただいたということです。テーマは、リユース食器や、資源化可能な容器、ペットボトルの素材やリサイクル、食品リサイクルといったことを取り扱いました。第2回では、引き続き企業・団体様にご発表いただき、学生のサークルの立場で万博に向けての思いなどをご発表いただいたり、資源化可能な容器、アプリを利用した食品ロス削減の取組、あとは会場装飾に関するリサイクルの取組だったり、こういったものについてご発表いただいたところでございます。今後については、現時点で第3回の開催については未定といたしておりますが、営業出店者等が具体化し、新しく検討すべき内容が生じた場合に、改めて参加者を公募するなどして開催したいと考えているところでございます。現状、引き続きいろいろ企業様のご提案を情報提供いただけるように、博覧会協会のウェブページ上にご案内を掲出しております。事務的にはいろいろな企業様からご提案をいただいたり、意見交換をさせていただいたり、ということを行っている状況であることを併せて報告させていただきます。続きまして、資源循環に係る対応の方向性（案）についてでございますが、勉強会におけるご提案・ご意見などを踏まえまして、一旦取りまとめております現時点のものについて、簡単にポイントをご紹介させていただきたいと思っております。8ページは基本的な考え方です。会期期間中の来場者に関連する部分を中心に資源循環についての方針を検討することといたしております。廃棄物を極力発生させない会場運営、廃棄物は極力リサイクル、熱回収も含めた全量循環的な利用を目指すことを基本としております。政府の基本的な方針である3R+Renewableや食品リサイクルの優先順位も踏まえて検討することといたしております。2025年時点で最先端かつ実現可能な方法の導入を目指すとともに、2050年時点の環境負荷削減の可能性や、実現可能性も視野に入れて、複数の手法を用いるということにしております。また、若い世代を含めた参加型の取組、見える化などによる普及啓発効果、会期後・会場外のレガシーとして継承される方策についても視野に入れて検討しております。9ページ以降に、いくつか項目ごとに分類をして具体的な内容をお示ししてございます。なお、赤字部分で示しているものについては、内容的に今後関係者等に対して基準として示すべきと想定しているものということでございまして、次回調達ワーキンググループにおきまして基準案として示す方向で検討してまいりたいと考えているものでございますので、そのようにご覧いただければと思います。食器類に関しましては、例えばレストラン等のフルサービスを提供する飲食事業者に対しまして、陶器等のリユース食器を使うことを原則としつつ、リユース食器の供給能力が足りない場合等には、堆肥化可能なワンウェイ食器を用いて食品と一緒に堆肥化することや、その他の資源化を検討することにしております。ワンウェイ食器の素材につきましては、分解の容易さや、使用する原料の環境負荷の低さ、環境保全への貢献度合い、調達可能性等を勘案して決めるということにしております。プラスチック使用製品であって会場で使用されるものにつきましては、フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストローなどを含めて、関連する法律の趣旨を踏まえて対応を検討することにしていきます。飲料容器につきましても、例えば、ペットボトル等容器入りの飲料につきましては、熱中症対策も踏まえて販売可能としますが、最新の素材の使用、

回収率の向上策、水平リサイクルの実施といった最先端のものを検討することとしています。食品ロスにつきましては、例えば、出店者には無理なく食べられる量やサイズのメニューの提供等の方法を検討していただく等を考えております。12 ページの容器包装、ノベルティ等配布物、一般的なプラスチックについてでございますが、製品の容器包装はできるだけ少なくなるように配慮する、レジ袋等の配布につきましては、有料化等の選択肢の中から検討していただく、ノベルティの配布等につきましても、できるだけ環境負荷の少ないものとするように検討を促していく、下の方にありますような個別品目等につきましても、何らかの対応を検討したいということで考えているところでございます。13 ページ目の下半分について、会場装飾も可能な限りリサイクル可能なものを使用する、ユニフォームも持続可能性に配慮したものとするとともに出展者の方々にも同様に持続可能性の配慮を求めることを考えております。最後になりますけれども、今後の進め方についてでございますが、本日の説明内容についてご意見がございましたら、それも踏まえて修正をしたいと考えております。また、この方向性（案）に即しまして、大阪・関西万博に参加いただく関係者等に対して基準等として示すべき事項につきましては、引き続き検討いたしまして、次回調達ワーキンググループにおいてご議論をお願いする予定で考えてございます。ご報告につきましては以上となります。ご質問などございましたらお願いできればと思います。ありがとうございました。

加賀谷委員長 ありがとうございました。それではご質問ある方は挙手機能を使っていただければと思います
がいかがでしょうか。では崎田委員お願いいたします。

崎田委員 質問だけではなくてコメントもありますが、この資源循環勉強会に関わらせていただいた者として一言コメントさせていただきたいと思います。一番最初のところで基本的な考え方として 8 ページのところいろいろご説明いただいた通りですが、いろいろな参加者の方とお話をさせていただき、大変印象深かったのは、現在世界的にはサーキュラーエコノミー、いわゆる再生資源をもう 1 回資源として活用していこう、天然資源の活用を減らして回していくという世界的な流れや、大阪は大阪ブルー・オーシャン・ビジョンという海洋プラスチック汚染ゼロに向けていくということを世界で採択した地域です、そういうことにしっかり取り組んでいきたいという参加者の方が大変多く、意欲的な団体も多くいらっしゃるがよくわかってきたと思います。特に万博会場の中のシステムだけではなく、大阪周辺の社会あるいは関西圏でやっていただいて、それが後々日本全体に広がるような、そういうようなレガシーに繋がるような取組ができるといいという意見が大変多かったという印象を持っています。

この基本的な考え方の中でもう少し明確にしておいていただいた方がいいと思ったものは、丸の 2 つ目のところで、廃棄物を発生させない会場運営、その通りなのですが、例えばそのリデュース・リユース、発生抑制と再使用という、今のリユースというのは大変大きなキーワードになっていますので、廃棄物を極力発生させない、リデュース・リユースを徹底した会場運営とか少し書き込んでおいた方が、社会の皆さん関心のある方にわかりやすいかと思いました。②に廃棄物は極力リサイクルって書いてありますが、その前に分別の徹底というのが非常に大事で、これは後々とても問題になると思いますので、分別の徹底とリサイクルというところを書き込んでおいていただいた方がいいかと思いました。

9 ページに食器類のことやリユースの徹底等、大事なことを書いていただいたのですが、最後のところ、プラスチック資源循環法に沿っていわゆる使い捨て型のプラスチックはできるだけ法律の趣旨を踏まえて対応すると書いてあります。その通りなのですが、それはもう少し強めに書いてもこの万博の会場、世界から皆さんが来る中で、はっきり言えば法律においては年間 5 トン以上を提供する事業者は報告書を出すということになっているので、それよりも少ない事業者は報告書を出したり公開したりするという義務はないので、どこまで徹底

するかというのは社会の課題なわけですので、逆に、関係する事業者はこの万博では使い捨て型のプラスチックは使用しない等、そのくらいのことをリーダーシップ取ってくださってもいいのかなと思いました。

10 ページの飲料容器のところですが、マイボトルで水を飲みたいという意見の方も大変多いので、そういうようなことはやっていきましょうという話になりましたが、もう1つ、最近コーヒーショップがたくさん世の中にありますが、コーヒーショップで同じようなリユース容器、ステンレス製のカップを使って、どこのお店で返してもいいというシステムの実験がいくつか業界で始まっているので、あるいはそういうようなものも入れて、しっかりと新しい暮らし方を提案してもいいのではと思いました。

次の11ページの食品ロスですが、これに関しては東京2020大会の時にうまくいったこといかなかったこと、いっぱい具体例がありますので、そういうところをお伝えしながらやっていける、ゼロを目指していければと思っています。

なお先ほどの調達ルールのところ、食品ロスを考えた食材の調達を明記していただいて、大変ありがたいと思っています。

13 ページの最後にごみの分別とあります。ごみの分別に関して割にさっぱり書いてありますけれども、具体的な検討になった際これがとても大変だと思っています。東京2020大会の際には9分別を準備をしました。9分別を世界の方にやっていただくためには、それをアドバイスするような人たちも養成しなければならないのでそういうチームを作りました。そういうことを考えれば、関西圏の大学生の方とか、地域で廃棄物の問題に関心のあるNGOの方や、みんなで協力しながら推進体制を作っていく等、何かそういうことがこれから必要なのではと感じております。

このような提案や感想なども含めてコメントさせていただきましたが、今の多くの関心のある団体の方が手を挙げていろんな意見を言ってくださっているので、うまくそういう力を活用しながらうまく進めていただければ嬉しいと思っています。

加賀谷委員長 コメントありがとうございます。参考とさせていただきます。有川委員お願いできますでしょうか。

有川委員 興味深い資料ありがとうございました。10ページに書かれています、先ほどの崎田委員もコメントされましたマイボトルの取組について、今検討中かと思いますが、具体的にマイボトルが使用できる環境を整えると書かれていますが、どう整えようとしているのかお伺いできればと思いました。といいますのも、おそらくこの委員会でもたくさん議論されていると思いますが、やはりプラスチックを減らしていく上で、特に海洋プラスチック問題において、ペットボトルをどう減らしていくかは非常にポイントかと思っています。特にペットボトルを全部減らすのは、例えば炭酸飲料を飲みたい人もおられるので、なかなか難しいところかと思っています。ペットボトル飲料の一番伸びている飲料の種類が水です。水であれば日本は幸い水が飲める国ですので、水を提供すればこのペットボトルを減らすことが大いにできる可能性があると思いました。海外の方にも日本の水の美味しさ、安全性をPRするいい機会にもなりますし、特に大阪市にとっては、水道水の美味しさをPRされていますので、いい取組になると思います。マイボトルが使用できる環境を整える、もちろんそのコーヒーやいろんなジュースもマイボトルに入れて差し上げるという環境を作るというのがありますが、中でも水、特に水道水、海外から持ってきたナチュラルミネラルウォーターを入れるとまたCO2が出てしまいますので、特に水道水をこの会場で提供する、そんな環境を整えていただけたらいいかと思いました。もし現段階で実はこんなことを考えていますということがあれば、お時間があればお伺いできればと思います。

加賀谷委員長 ありがとうございます。他の方が挙手いただいているところもありますので後でまとめてコメントを事務局からいただきたいと思います。高橋委員お願いできますでしょうか。

高橋委員 非常に貴重な情報ありがとうございます。2点だけご質問させていただきたいと思っています。1点目が、こちらの記載ですと特に運営における対応の方向性というところではあるかと思いますが、冒頭、今回のこのワーキンググループでもいろいろ議論になったところとして、万博というイベントの性質上その建物等を建てて、そして建設廃棄物に関する資源循環についてどんな議論がなされ、またどんな対応、ここに書いてありませんが、書いていただくことで目立ってしまいそうな部分もあるので、教えていただければと思いました。もう1点は皆様のお話とも関係しますが、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンとの関係で大阪での様々な構想の関係で、マイクロプラスチック等の対策について具体的な何かメッセージが出せるようなものというのがどんな形で議論されているのかということも教えていただければと思いました。以上です。

加賀谷委員長 ありがとうございます。ではこちら後ほどコメントを受けたいと思います。岡本委員お願いいたします。

岡本委員 9ページのレストランはフルサービスするので、陶器や金属の食器の回収はできると思いますが、フードコート、ファストフード、キッチンカーはセルフサービスですし、プラスチックのリユース食器を導入するというのは、これらを回収して洗って使うのでしょうか。どこに捨てられるかわからないプラスチック製品をリユースするにはどのように回収するのか。特にストローは回収しても使えないので、こういうのは現実的なのかと思いました。

一番下に書いてありますが、法律もありますけれども、周りでもフォーク、スプーン、ストローはますます代替素材が増えています。プラスチックを使っておらず、周辺のスーパーもいつの間にかプラスチックだったフォークとスプーンが代替素材になっている。今2022年なので、2025年はほとんど右肩上がりです。ストローだけでなく食器も代替素材が増えているのに、まだプラスチック製品を使って、ファストフードやキッチンカーでどこに捨てられるかわからないようなものをどうやってリユースするのでしょうか。回収するのか、ストローも回収して洗ってまた出すのでしょうか。どうして潔く、もうこれは使わない、と断言するのか。世の中これだけどんどんステップアップしている中、3年後の持続可能な世界に持っていくという方向なのに、これはどういう趣旨で書いているのかわからないので教えていただきたいという点が1番目です。

もう1つ、先ほどの調達コードについてですが、パーム油のところはこれまでの議論を経て作ったものなので、なぜいきなりこういうことを言わないといけないのか。私も皆さんもそうだと思いますけれども、これは全く理解できないというのがありますので、しっかり頑張ってくれと協会の方に言いたいと思います。以上です。

加賀谷委員長 ありがとうございます。最後のパームに関しましては皆様同意見でしたので、今後また議論に反映させていただくことになると思います。有川委員、高橋委員、岡本委員からそれぞれいただいたコメントに関しまして事務局の方からご回答いただけますでしょうか。

事務局 崎田委員にはこの間大変お世話になっており、また他の委員の皆様方からもいろいろご意見いただきましてありがとうございます。基本的にいただいた意見はしっかり検討させていただいて、引き続き進めていきたいと思っています。いくつか質問いただいた点について簡単にお答えさせていただければと思います。マイボトルの使用環境につきましては、1つはここにも書いていますように、警備上こういったものの持ち込みについて、こういった形で対応していくのか、いろいろなリスクを考えた場合に、引き続き検討中の状況であるというのがございます。マイボトルが使用できる環境という意味では、まさにおっしゃっていただいたように、例えば水道水に繋ぐ形の給水器の設置等、そういうのも含めて検討している状況でございます。

高橋委員からいただいた、建物についても、おっしゃっていたように運営ということでこの中には触れておりませんが、建物についても、全体としてできるだけ廃棄物の発生を抑えて、かつ、出てくるものについてはリサイクルするという方向で建設工事に関するガイドライン等で考え方を示して、そういう方向で取り組んでおりま

す。加えて、会場を建設して、会期が終了すれば解体・撤去ということになっておりますので、できるだけ建築物・建材につきましては、できるだけリユースできないかという観点からの取組も検討している状況です。

大阪ブルー・オーシャン・ビジョンに関しまして、特に海洋プラスチックごみの関係では、政府のアクションプランでも国としてもそういった観点からの取組を出されているところですし、今後そういったところと連携しながら検討していきたいという状況です。まだ現時点で具体的なことはないのでありますが、そういった検討の状況にあるということをご報告させていただきます。

最後に岡本委員からいただきましたリユース食器につきましては、食器を使用し、それを返していただいて、それを洗う場所も含めて設置できないかという可能性を検討しているという状況でございます。具体化するかどうかはまだ決まっていないという状況でございます。ストローまでを繰り返し洗うことを想定しているというよりは、主として食器が対象であるということですのでご報告をさせていただきます。以上でございます。

加賀谷委員長 皆様の方からのご意見を勉強会の方でも改めて反映をいただいて、その上でまた様々な知見をいただければと思います。よろしくお願いします。各委員から先ほどの事務局からのご説明に対して追加的にご質問あればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。その他お気づきの点はございますでしょうか。崎田委員をお願いします。

崎田委員 先ほどのお答えについて、もう少しはっきり言っていたいただいてもいいのでは、と思うことがいくつかあったので、手を挙げさせていただきました。実際に実施するのは、いろいろ交渉中でいらっしゃると思うのであまり強くは言えないのかもしれませんが、最初のご質問があったマイボトルの大切さや、特に水道水を飲料水としてマイボトルで提供することができるのはすごく大事だということで、最も盛り上がった論点の1つでした。そういういろいろな動きは事業者や NGO でも増えていますので、かなり実現できるような流れになっていくのではないかと。いわゆるマイボトル OK で、それに水を入れられる場所は 150 ヶ所ぐらい会場内に設置する等、そのくらいにはなっていくのではないかと期待しております。

大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの対策について先ほど申し上げたように、スプーンやフォーク等いわゆる使い捨てプラスチックに関しては、使わない、あるいはホテルでいろいろな洗面用のグッズが置いてありますが、あのような使い捨て型のものを必ず提供するというのをやめていただいて、必要な方にだけ使っていただくようなシステムにするとか、全体でそういう使い捨て型プラスチックを減らしていくような流れを、この時期会場内と会場外でできるのではないかと意見交換はかなりいたしましたので、そういうことが進んでいけばいいと考えております。実際に準備をされている協会の皆さんにとっては今それをやりますとあまり強く言えないのではないかと思いつつ、先ほどのお答えを伺っておりました。崎田から希望的なことも踏まえて一言申し上げました。よろしくお願いします。

加賀谷委員長 ありがとうございます。崎田委員におかれましては、勉強会の方でもご尽力いただき深く感謝申し上げます。その他ございますでしょうか。

本日も非常に活発なご議論をいただきありがとうございました。皆様からのご意見を踏まえさせていただきます。特に最初の個別基準に関しましては、農水省様との調整も今後入る中で皆様にせっかくご議論いただいたのに、きっちり反映することができず誠に申し訳ありません。今後また修正した案を改めて皆様にご相談を差し上げたいと思います。

また、グリーンズ・メカニズムと資源循環については改めて第 8 回の調達ワーキンググループで取り上げさせていただきますので、そちらでまたご意見をいただければと思います。また、今日お話にならなかったお気づきになられたポイントは事務局までお寄せいただければと思います。では事務局から連絡をお願いできますでしょうか。

事務局 加賀谷委員長、委員の皆様方ありがとうございました。本日のご議論につきましては、議事録を作成いたしまして、出席者のご了解をいただいた上で会議資料とともにホームページに掲載し対外的に公表する予定でございます。事務局で内容をまとめまして、皆様にご確認をお願いするメールをお送りする予定です。ご多忙かと思いますが、議事録のご確認のほどよろしくお願いいたします。また、追加でのご質問・ご意見がございましたら、先ほど加賀谷委員長からもご案内いただきましたが、来週中を目途にメール等で事務局あてにいただければと思います。なお、次回の第8回持続可能な調達ワーキンググループにつきましては、来年2月10日金曜日を予定しているところでございます。事務局からは以上です。

加賀谷委員長 どうもありがとうございました。それでは本日のワーキンググループはこれにて終了させていただきたいと思います。皆さま活発なご議論をいただきありがとうございました。引き続きお願いいたします。

以上